

消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書

2 0 1 9 年 1 1 月 1 8 日

東京都豊島区南大塚 3 - 4 6 - 3 いちご大塚ビル 8 階

株式会社勝英自動車学校

代表取締役 吉村武司 殿

〒 7 0 0 - 0 0 2 6

岡山市北区奉還町 1 - 7 - 7 オルガ 5 階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 0 8 6 - 2 3 0 - 1 3 1 6

FAX : 0 8 6 - 2 3 0 - 6 8 8 0

H P : <http://okayama-con.net/>

前略

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、  
不当な勧誘行為及び不当な契約条項等の使用の中止

の申入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に2019年7月12日付け申入書において指摘させていただいておりますとおり、当団体において、貴社が運営する倉敷マスカット自動車学校につき、自動車学校入校契約の成立後に消費者が契約取消するに際し、消費者に対してキャンセル料として一律20,000円（税抜き）の請求を行うことを可能とする契約条項（以下「キャンセル料請求条項」という）を含む自動車学校入校契約を締結していることを検討した結果、当該行為は消費者契約法に違反すると判断いたしました。そして、上記申し入れについて、誠に残念ながら、現時点まで貴社からの回答はいただけておりません。

そのため、当団体としては、貴社より上記申入書で

指摘させていただいた貴社のキャンセル料請求条項について、現時点においても不特定かつ多数の消費者に対して継続されていると考えざるをえません。

以上より、当団体は、貴社に対し、裁判上の差止請求権を行使せざるをえないとの結論に達しました。したがって、当団体は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。

これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当団体は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所) 岡山地方裁判所

## 第1 請求の要旨

当団体が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社が、消費者との間で、自動車学校入校契約を締結するに際し、消費者に対して、同契約を解除する場合には一律20,000円の違約金を支払うとの契約条項を内容とする意思表示を行わな

いようにしてください。

2 貴社は、前項の条項が記載された書面を破棄してください。

3 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布してください。

#### 記

株式会社勝英自動車学校は、消費者との間で自動車学校入校契約を締結するに際し、消費者に対して、同契約を解除する場合には20,000円の違約金を支払うとの契約条項を内容とする意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した自動車入校契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された書面は全て破棄してください。

## 第2 紛争の要点

### 1 貴社の自動車学校入校契約の内容

貴社は、不特定かつ多数の消費者との間で、自動車学校入校契約（以下「本件契約」という。）を締結しています。

貴社は、消費者との間で、本件契約を締結する

に際し、自動車学校入校契約の成約後に消費者が契約取消するときは、消費者に対して一律20,000円の請求を行うことを可能とする契約条項＝キャンセル料請求条項を使用しています。しかしながら、かかる条項は、下記に述べるとおり、消費者契約法の規定に反し違法であると考えます。

## 2 本件違約金請求条項が消費者契約法9条1号に違反すること

消費者契約法9条1号では、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金の定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分の条項は無効とする旨を定めています。

これを本件キャンセル料請求条項についてみますと、少なくとも消費者が、契約成立後、現実に貴社に入校する前に自動車学校入校契約を解除し

た場合、貴社に損害が生じることはないはずであり、現実には貴社に入校した後でキャンセルした場合でも、事情によっては20,000円の損害は必ずしも発生いたしません。

したがって、貴社の本件キャンセル料請求条項が、消費者契約法9条1号にいう、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超えるもの」に該当することも明らかです。

### 3 結論

以上のとおり、本件違約金請求条項は、消費者契約法9条1号に違反するものであり、請求の要旨記載のとおりに対応を求めます。

以上